

東根市就学援助制度 Q&A

申請について

Q1. 就学援助制度とはどのようなものですか。

A1. 小中学生のお子さんを就学させるにあたり、経済的な援助が必要なご家庭に対し、学用品費や通学用品費、校外学習費等を支給する制度です。

Q2. ひとり親ではないですが、申請できますか。

A2. ひとり親でなくても申請できます。当市の就学援助制度は、児童扶養手当（ひとり親の手当）を受給している世帯だけでなく、市民税非課税の世帯等、経済的に援助が必要と認められる世帯も認定の対象となります。詳細は「就学援助制度のご案内（就学援助制度をご存じですか?）」をご覧ください。教育委員会または学校へお問い合わせください。

Q3. 申請はどのようにしたらよいですか。

A3. 「就学援助申請書」を記入し、必要書類を添付のうえ、お子さんが通学している学校に提出してください。

Q4. 年度途中でも申請できますか。

A4. 年度途中の申請も随時受け付けています。認定要件に該当する方は、申請があった日の翌月1日が認定日となります。（ただし、4月中に申請のあったものについては、4月1日が認定日になります。）

Q5. 就学援助における世帯とは、どこまでの範囲ですか。

A5. 基本的に、児童・生徒と住民票上同一世帯全員を指します。ただし、住民票が異なる場合でも、単身赴任等で別居している方や他に生計維持者がいる方は、同一世帯とみなす場合があります。

認定後について

Q6. 現在、就学援助を受けていますが、再婚して家族構成が変わりました。手続きは必要ですか。

A6. 「要保護及び準要保護児童生徒異動届」の提出が必要です。速やかにお子さんが通学している学校に申し出てください。世帯状況が変更になった場合は再審査を行います。その結果、非該当となることがあります。

裏面もあります

Q7. 申請書に記載した内容に変更が生じました。手続きは必要ですか。

A7. 「要保護及び準要保護児童生徒異動届」の提出が必要です。氏名や住所が変更になったとき、転校するとき、そのほか申請書の記載内容に変更が生じるときは、速やかにお子さんが通学している学校に申し出てください。

Q8. 児童扶養手当が支給停止になりました。どのような手続きが必要ですか。

A8. 「要保護及び準要保護児童生徒異動届」の提出が必要です。速やかにお子さんが通学している学校に申し出てください。ほかの認定要件に該当しない場合は、非該当になります。

支給について

Q9. 就学援助の認定を受けましたが、いつ支給されますか。

A9. 学用品費等の支給については、年2回（10月上旬、3月上旬を予定）となります。
なお、新入学学用品費は5月、修学旅行費は実施後に随時支給となります。

そのほか

Q10. 家族構成員が変更になったにもかかわらず、届出をせず、就学援助費を受給してしまいました。どのようになりますか。

A10. 家族構成員が変更になった時点に遡り、「要保護及び準要保護児童生徒異動届」を提出していただき、再審査をいたします。その結果、非該当になった場合は、遡って返還していただくことになります。家族構成や申請内容に変更が生じる場合は、速やかなご報告・届出をお願いします。

Q11. 東根市から転出することになりました。就学援助費の受給はどのようになりますか。

A11. 東根市から転出する場合は、東根市就学援助費の支給対象外となります。転出時までの就学援助費は東根市で支給いたします。手続きが必要になりますので、事前にお子さんが通学している学校に申し出てください。転出後も就学援助制度の受給をご希望の場合は、転出先の市町村で新たに申請する必要があります。（ただし、区域外就学の場合は、転出先の市町村との協議により東根市での就学援助の対象となることがあります。）

Q12. 特別支援学級に在籍していますが、申請はできますか。

A12. 申請できます。ただし、就学援助に認定された場合は、「特別支援教育就学奨励費」と重複して受給することはできません。

【お問合せ】 東根市教育委員会管理課総務係 TEL：0237-42-1111（内線 3514）